**「能登半島豪雨支援金」の税法上の取扱いについて**

　このたびの支援金の税法上の扱いにつきましては、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。

　個人の方は寄附金控除(所得控除)、法人（医療法人等）の方は損金算入ができます。

　個人の方の寄附金控除には、日本医師会が発行する領収書が必要です。ご希望に応じて日本医師会より発行されますので、別紙の「寄附金領収証発行依頼書」に必要事項を記入の上、佐賀県医師会総務課までＦＡＸをお送りください。

　佐賀県医師会にて取りまとめのうえ、日本医師会へ領収書の発行を依頼いたします。

　なお、寄附金控除について、詳しくは国税庁のホームページ若しくは管轄税務署等にお問い合わせください。

（本件に関する日本医師会の問合先）

　日本医師会 経理課：電話：０３－３９４２－６４８６（直通）

（ 別　　紙 ）

佐賀県医師会 総務課　　行

ＦＡＸ：０９５２－３７－１４３４

令和６年 　月 　日

佐賀県医師会

　会　長　　志　田　正　典　殿

寄附金領収証発行依頼書

　能登半島豪雨の支援活動に賛同し、寄附をいたしますので、下記内容にて領収証の発行を依頼いたします。

記

１．寄附金額　：　金　　　　　　　　　　　　円也

２．寄附者名（領収証の宛名） ：

３．送付先　：　〒

４．お振込み日　：　令和６年　　 月　　　日

５．ご連絡先　：　ご担当者名 ：

電話番号 ：（　　　　　　） 　　　―